

電波政策ビジョン懇談会(第10回)議事要旨

1 日時

平成26年8月25日(月)15:00～17:00

2 場所

中央合同庁舎第2号館(総務省) 8階 第1特別会議室

3 出席者(敬称略)

構成員：

荒川薫(明治大学総合数理学部教授)、大木一夫(一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会専務理事)、大谷和子(株式会社日本総合研究所法務部長)、近藤則子(老テク研究会事務局長)、関口和一(日本経済新聞社)、多賀谷一照(獨協大学法学部教授)、中村秀治(株式会社三菱総合研究所情報通信政策研究本部長)、根本勝則(一般社団法人日本経済団体連合会常務理事)、服部武(上智大学理工学部客員教授)、林秀弥(名古屋大学大学院法学研究科教授)、吉川尚宏(A.T.カーニー株式会社パートナー)

総務省：

桜井総務審議官、今林大臣官房総括審議官、吉良総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、富永電波部長、田原電波政策課長、高橋総合通信基盤局総務課長、小川電波政策課企画官、寺沢基幹通信課長、布施田移動通信課長、吉田事業政策課長、竹村料金サービス課長、新井衛星移動通信課長、杉野電波環境課長、坪川電波環境課監視管理室長

4 配布資料

資料10-1 微弱無線機器等の流通状況・電波の監視状況について【事務局】

資料10-2 人材育成関係(既存施策の一覧)【事務局】

資料10-3 柏の葉スマートシティの取組【三井不動産】

資料10-4 GCL育成プログラム【東京大学大学院 相田教授】

資料10-5 研究開発と人材育成について【情報通信ネットワーク産業協会】

資料10-6 定期的な審査が必要【自動車用品小売業協会】

資料10-7 ITS電波利用に関して【日本自動車工業会】

資料10-8 今後の進め方(案)【事務局】

参考資料10-1 電波政策ビジョン懇談会(第9回)議事要旨(案)【事務局】

参考資料10-2 補足説明資料(4Gの開設指針(案)及び地域BWAに関する制度整備について)

て)【事務局】

参考資料10-3 準足説明資料(電波法に基づく免許等が必要な無線設備について)【事務局】

参考資料10-4 2020-ICT 基盤政策特別部会における検討状況【事務局】

5 議事要旨

(1) 開会

(2) 議事

①以下の事項について事務局からの説明

- ・微弱無線機器等の流通状況、電波の監視状況について
- ・人材育成に繋がるような施策について
- ・第4世代移動通信システムの開設指針案について
- ・地域BWAに係る制度整備について

資料10-1～2及び参考資料10-2～3に基づいて、事務局から説明の後、意見交換が行われた。

構成員からの主な意見は次のとおり。

(吉川構成員)

2020-ICT基盤政策特別部会の中間整理P25において、「モバイル市場における主要事業者は3グループに集約」「協調的寡占の色彩が強い状況」と指摘されている。一方、開設指針において第四世代携帯電話の割当てについて120MHz幅を1枠40MHz幅とするため3つの枠が用意されると説明があった。これは3グループの現状を是認することにつながらないか。

(事務局)

公開ヒアリング等での関係者からの意見を踏まえ、最速で1Gbpsを連続した帯域の中で出せるという枠を確保するため、40MHz幅が必要とされたもの。

枠は3つであるが、指針の中では、既存の携帯電話事業者だけが参加するということではなく、新規事業者が出てくることも想定しているところ。

(吉川構成員)

「1MHz当たりの収容数」や「人口カバー率」という審査基準は、新規参入に対する障害になるとではないか。

(事務局)

新規の事業者も参入が可能であり、周波数逼迫度の観点から見ると新規の事業者の方が優位になる。

(吉川構成員)

今年一月に行われた事業者ヒアリング後、消費者保護の在り方や競争政策の在り方、電波政策と競争政策との連携について議論が進められており、これらを踏まえた指針とすることが重要ではないか。

(事務局)

ヒアリングでご意見を述べられなかつた方々に対しても再度、意見募集を行つたところ。また、中間とりまとめなどをふまえ指針を策定しており、例えば、絶対審査基準の中で、利用者の通信利用に応じた料金設定を審査基準に加える等、可能なところから連携を進めている。

(多賀谷座長)

電気通信事業法に基づく議論と電波法に基づく議論は近接しているが、やや異なる側面もある。

(服部座長代理)

4Gと共に用するスカパーJSATの受信設備は横浜にあるが、東京におけるエリア展開に支障を及ぼさないか。

人材育成に関して、既存のスキームについては一定の役割を果たしてきており、無線従事者の国家資格についても長い経緯がある。一方、MCPCから指摘があったような無線とIP関係含めたスキルについての扱い、CIAJから指摘があったような提言など時代にあわせた取組みが必要であり、問題意識を共有し諸外国の動向も踏まえながら議論をする場を設けて取り組んでいくことが重要ではないか。

(事務局)

今回の開設指針案では、申請者は、置局に当たつてその地球局に妨害を与えない措置を取ることが基準の一つとなっており、認定された申請者は混信が起きないように措置を取ることとなっている。

(事務局)

人材育成の部分については、御指摘を踏まえて、最終とりまとめに向けて整理させていただきたい。

②ヒアリング、及び意見交換

資料10-3に基づき、三井不動産株式会社から説明が行われた。

資料10-4に基づき、東京大学大学院から説明が行われた。

資料10-5に基づき、大木構成員から説明が行われた。

資料10-6に基づき、自動車用品小売業協会から説明が行われた。

資料10-7に基づき、日本自動車工業会から説明が行われた。

プレゼンテーションを受けて、構成員からの意見は以下のとおり。

(大谷構成員)

小売業者は基準を満たしていると思って販売されていたが、基準から大きく外れているものがあったことが判った。小売業として、事後的な対応は難しいと思われるが、何らかの認定の手続きを望んでいるか。

(自動車用品小売業協会)

微弱電波以外にも法令の基準を持っている商品を販売している。その時に法令を順守するためのマークもあるが、それ以外に業界団体または製造メーカーが集まって自主基準をとっているときがあり、クリアをしている商品を保証書と一緒に提示するという仕組みを作っている。微弱電波に関しては、抜き打ちテストを自主基準委員会の中で行っているが、技適マークと同じようなマークが今後検討されると望ましいと考えている。

(大谷構成員)

法令の上限値と比較して、1万倍以上の差は生産工程上の差異レベルを超える印象。自主的な取組みを進めていただくとともに、何らかの手続きにより事後的な試買テストのみではなく事前に小売り業者や利用者が把握できる体制についても検討することが有用。

(関口構成員)

日本自動車工業会の説明に関して、760MHz帯について「有効活用を検討していく」と書かれているが、具体的にどういうことを示すのか。自動走行システムではどう使っていく考えか。

760MHz帯のシステムについては、国際標準化に向けて業界として動きがあるのか。

(日本自動車工業会)

760MHz帯は、情報提供による運転支援システムということで既に割当をいただいている。

将来の自動走行にも有効活用していくが、具体的にどのように使っていくのかについては整理が必要だと考えている。また、国際標準化に関しても、今後の具体的な取組についての整理はついていない。

(関口構成員)

5. 8GHz帯を欧米の協調型ITSと整合性のある方式で利用するのは良いが、この周波数帯は無線LANでも使われている。無線LANとの兼ね合いについてはどのように考えるか。

(日本自動車工業会)

5.8GHz帯に関しては、欧米方式の協調型ITSを前提とした導入を考えている。この方式は無線LANの拡張のような技術を使っており、無線LANとの共用は技術的に比較的容易と考えている。一方、5.8GHz帯の既存のETCやITSスポットと無線LANを共用させるのは難しいと思われる

(中村構成員)

欧米では自動車内で無線LAN経由にて車両データを取得することにより、ビッグデータ利活用を図る検討が行われているが、車内外でITS用や無線LAN用等のいろいろな周波数が有効活用できるように我が国で先行モデルを生み出し、海外にPRしていくことなど考えて欲しい。

(林構成員)

欧米では、5. 9GHz帯を協調型ITSに割り当てている。一方で我が国では、760MHz帯にも割り当てている。これによって、事業の国際展開が進んでいる国内自動車メーカーにとって、我が国独自のシステムに対応することに伴う追加的な負担が生じる懸念はないか。

(日本自動車工業会)

業界の中でも複数意見があり、まとまっていない。当面は国が既に割り当てている周波数だけでやるべきという意見も、グローバルに見てできるだけ共通化も目指してやるべきという意見もある。

(近藤構成員)

違法電波がいけないことは判るが、一般利用者向けの周知啓発として、電波の日のポスターなどにも、どのような悪影響があるのか(なぜ問題なのか)も含めてPRするとよいのではないか。

(大木構成員)

柏の葉のプロジェクトに関して、フリーWi-Fiはどのようなコスト負担と運用を行っているのか。

(三井不動産)

例えばホテルは、利用者にサービスとして提供しており、オフィスエリアに関してはオフィスエリアの利用者の負担というような通常の考え方になっている。公共空間については、事業者側が投資をして価値を上げるために実施している。ただし、より広域での実施は民間の投資だけでは困難である。

(荒川構成員)

GCLについて、定員が何人で、どの程度の倍率か。

奨励金の予算についてはGCLで出しているのか。その場合、プログラム自体が5年で終了するのか。

(東京大学大学院)

最初の1年時は60名で、2年に上る時に20名に絞込を行い、D1時に追加募集を行い最終的に25名となる。倍率は2倍程度と思われる。予算についてはGCLが組んでいるため5年で終了予定であるが、支援を受けて続けていければと考えている。

(服部座長代理)

ETCが利用する周波数については、現状、高速道路での利用が主たるものであり、それ以外の場所においては、ほかの用途との、場所に応じた周波数共用なども検討していくことが必要ではないか。

人材育成に関しては、経団連からも、産業全体として、色々な問題意識や御提言を頂くことを期待。

微弱無線機器については、現在は開設した利用者が悪いとして罰せられることになり、製造者の責任に踏み込んでいないが、試買テストで8割が基準を満たしていないというのは異常事態で、制度上の欠陥が現れている。善意の業者だけではなく、そうでない業者もいる前提で法制度として踏み込んだ検討が必要ではないか。

衛星との干渉問題に関して、受信機に対する影響は、電波の利用状況により変化する。事業者に責任を課すだけではなく、受信機の製造側の問題、受信機の能力、受信機の地理的な位置など、あらゆる要素を含めた議論を続けていただきたい。

(根本構成員)

人材育成に関して、経団連もCIAJとほぼ同じ考え方である。電波を含めた利活用について設計できる人材、グローバル人材の育成も当然必要だと理解している。

(事務局)

微弱電波に関して、総務省でも今までの制度で試買テストという形で取り組んでいるが、重要無線に障害が出る事案も出てきているところ。当懇談会でも最終取りまとめに向けて御議論いただき、それもふまえ、制度的対応を含め検討していただきたい。

(関口構成員)

人材育成を進めていく上でも、日本の産業界がグローバルな競争力を高めることが重要である。今後はスマートだけではなく、M2MやIoTなどの多様な端末が普及することを考えると、日本にとってもチャンスが拡大するのではないか。

また、グローバル競争に勝ち抜く研究開発と標準化の推進や、単品の製品ではなく、サービス、オペレーション等が一体となった総合システムとしてのグローバル展開が重要である。

(大木構成員)

5Gをひとつのターゲットとして重要視している。標準化への取り組みも進んでおり、世界で先を行くポジショニングを取れないかと考えているが、個々の製品を開発するかどうかということは、個々の企業の戦略論もあるところである。単品だけではなくM2MやIoT等の動きの中でシステムとして無線技術を生かしていくことも重要であると考えている。

④その他

資料10-8に基づいて、事務局から説明の後、意見交換が行われ、了承された。

構成員からの主な意見は次のとおり。

(吉川構成員)

今後の検討項目の中で、競争政策との連携に関して、さらに議論が必要である。前回、地域BWAでキャリアアグリゲーションに関して非対象規制を入れるという話があったが、地域BWA以外でもどうするかという議論が必要である。また、オークションの考え方を取り入れ新たに周波数を割り当てられた者が既存の者への立退料を支払うとする700／900MHz帯における終了促進措置の進捗状況についてレビューを行うことが重要。

(3)閉会